

山梨県公報

第二千四百八十一号

平成二十七年

一月二日

月曜日

目次

告示

○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………六一

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六一
○国土調査の成果の認証……………六一

告示

山梨県告示第二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。
平成二十七年二月二日

山梨県知事 横内正明

一 認定番号

山梨県指令建住第四千四百七十七号―一

二 認定対象区域

山梨市小原西字宮久保千百十五番一、千百十五番六、千百二十五番一、千百二十五番二、千百二十六番一、千百二十六番二、千百二十七番一、千百二十七番二、小原東字今田千二百九十六番一、千二百九十六番二、千二百九十六番三、千二百九十七番一、千二百九十七番二、千二百九十七番三、千三百十六番一、千三百十六番二、千三百十六番三、千三百十七番一、千三百十七番二
三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
山梨県土整備部建築住宅課

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年二月二日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十七年一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人W I N G

2 代表者の氏名 高部 聖

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市在家塚六百五十番地二番

4 定款に記載された目的

この法人は、地域の子供たちに対して、サッカーを中心としたスポーツを通して、しつけや道徳教育の推進に関する事業を行い、子供の健全育成や自立、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年一月二十六日から平成二十七年三月二十五日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成二十七年二月二日

山梨県知事 横内正明

一 調査を行った者の名称

市川三郷町、南部町及び山中湖村

二 調査を行った時期

市川三郷町 平成二十五年六月二十五日から平成二十六年七月五日まで

南部町 平成二十四年四月十六日から平成二十五年九月十四日まで

山中湖村 平成十一年六月二十八日から平成二十五年八月十四日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

調査を行った地域

市川三郷町大塚の一部

南部町万沢の一部

山中湖村山中の一部

五 認証年月日

平成二十七年一月二十七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番